

## 新型コロナウイルス（ボツワナ）（6/8 現在）

- 累計感染者数は42名となりました。
- ボツワナ政府は隔離措置費用の自己負担に関する発表を行いました。
- 事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

### 1 感染状況

- ・新たに2名の感染者が確認され、累計感染者数は42名（うち死亡者1名）となっています（8日午前10時ボツワナ政府発表）。
- ・新たな2名の感染者はカズングラ国境地点から入国したザンビア人で、既にザンビアに帰国しています。
- ・最近の感染者は主に隣国からのトラック運転手となっており、入国地点での検査、警察車両によるエスコート等の対策が執られています。
- ・また、ボツワナからジンバブエに帰国した4名がCovid-19陽性となったことを受け、ボツワナ国内での滞在先であるモホディツァニ（Mogoditshane）地区において接触追跡・無作為検査が実施されております。

### 2 ボツワナ政府対応

#### （1）隔離措置費用の自己負担

- ・ボツワナ政府は、入国全員に対し政府の指定した施設での14日間の強制隔離を実施するとしており、5月4日の臨時官報に2020年緊急法改訂第4版（the Emergency (Covid-19) (AMENDMENT) (No. 4), Regulations, 2020）を掲載し、隔離費用を入国者自身に負担させる可能性があるとして発表していました。今般、その内容がボツワナ政府から発表されました。

<https://www.facebook.com/148228411926492/posts/3036688069747164/>

- （ア）帰国するボツワナ人及び居住者は、隔離費用の50%を負担する。もし、政府指定の施設ではなくCovid-19ガイドラインに適合している自分たちで選んだ施設に滞在する場合には100%自己負担となる。

- （イ）自社の従業員あるいは代理人等がボツワナに帰国あるいは入国する場合にはその会社が隔離費用の100%を負担する。

- （ウ）国内においてCovid-19との接触が疑われ隔離が必要な者は、政府指定の施設ではなくCovid-19ガイドラインに適合している自分たちで選んだ施設に滞在する以外は、100%政府が負担する。

- （エ）不法移民は警察関連施設で隔離され、それぞれの国に送還される前に消毒される（swabbed）。

- （オ）特例として、Covid-19ガイドラインに適合していれば自宅隔離も許可され得る。し

かし、自宅隔離は、ボツワナ政府が追跡及びジオフェンス機能を使用し始めてから完全に実行される予定。

・ボツワナ政府は、原則として、未だにボツワナ国民及びボツワナ居住者以外の入国は認められておらず、ご注意ください。

(2) 政府発表等は、ボツワナ政府公式フェイスブックページ「BWgovernment」で閲覧可能ですので、よく原文を確認するようにお願いいたします。

<https://www.facebook.com/BotswanaGovernment/>

(ご連絡先)

在ボツワナ日本国大使館

住所：4th floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間：8：30-12：00 14：00-16：30

電話：(+267) - 391 - 4456

Email でのお問合せ：information@gr.mofa.go.jp